

2018 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：平成30年11月13日（火） 19:00～19:35
場 所：市役所6階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他4名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長、人事課長代理）
交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、
昇任試験制度の見直しなど

第2回交渉

日 時：平成30年11月15日（木） 19:38～20:30
場 所：市役所6階 602
参 加 者：組合側（執行委員長他20名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長、人事課長代理）
交渉内容：非正規労働者の生活改善、定年引上げに関することなど

第3回交渉

日 時：平成30年11月20日（火） 19:08～20:05
場 所：市役所6階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他6名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長、人事課長代理）
交渉内容：災害対応に関することなど

第4回交渉

日 時：平成30年11月21日（水） 18:51～18:58
場 所：市役所6階 602
参 加 者：組合側（執行委員長他5名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長、人事課長代理）
交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2.76ヵ月プラス一律47,000円を支給すること。	1. 本年度の年末一時金は、期末手当1.375か月、勤勉手当0.9か月の計2.275か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。一方的に廃止した臨時職員の一時金を復活すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.8か月、勤勉手当0.425か月の計1.225か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月10日とする。

○ 平成30年度の人事院勧告等に伴う給与改定については次のとおりとする。

(1) 給料の改定は、国の改定に準じて平成30年4月1日から実施する。

本年度の年末一時金は、期末手当1.375か月、勤勉手当0.95か月の計2.325か月とする。

なお、平成31年度以降の一時金については、国に準じて6月期、12月期ともに、期末手当1.3か月、勤勉手当0.925か月の計2.225か月とする。

(2) 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.8か月、勤勉手当0.475か月の計1.275か月とする。

なお、平成31年度以降の一時金については、国に準じて6月期、12月期ともに、期末手当0.725か月、勤勉手当0.45か月の計1.175か月とする。

また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。

※ 給与改定分については、12月議会議決後、速やかに支給する。